

マイナンバー（個人番号）の記入と確認資料の提出をお願いします。



令和5年9月29日から、年金請求書等を提出する際に、マイナンバー（個人番号）の記入と確認資料の提出が必要となりました。

つきましては、「マイナンバー申告書」へマイナンバー（個人番号）をご記入いただき、下記の（1）または（2）の方法で、確認資料（番号確認及び身元確認）の写しを必ず添付して提出してください。

※ 手順の中で、請求者本人以外のご家族等にかかるマイナンバー（個人番号）を記入される場合、ご家族等のマイナンバー本人確認資料は不要です。


- マイナンバーで届出いただいた場合のメリットは・・・
  - ・年金請求時に必要な住民票等の添付書類が省略できます。
  - ・転居の際に必要な「住所変更届」の届出が省略できます。

### （1）マイナンバーカードをお持ちの方


□	【番号確認】及び【身元確認】資料として		（表）	（裏）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マイナンバーカード（個人番号カード）</li> <li>⇒ <u>表面と裏面（両面の写し）</u></li> </ul>			

### （2）マイナンバーカードをお持ちでない方

「①と②を1点ずつ」又は、「①を1点と（裏面）③を2点」

□	【番号確認】資料として			
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「住民票（マイナンバー記載のもの）の写し」（※注）</li> <li>●「通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致するものに限る）の写し」</li> </ul>			
	注：個人番号を確認する資料（①の資料）として使用する「住民票の写し」は、身元を確認する資料（裏面③の資料）とは兼用できません。			

+ プラス

□	【身元確認】資料として（※顔写真付き）			
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証の写し</li> <li>・パスポートの写し</li> <li>・運転経歴証明書の写し</li> <li>・在留カードの写し</li> <li>・身体障害者手帳（顔写真付き）の写し</li> <li>・特別永住者証明書の写し</li> <li>・療育手帳の写し</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の写し</li> <li>・顔写真付き身分証明書の写し（社員証、資格証明書等）</li> </ul>			
	※ <u>上記②の書類が準備できない場合、③のうち2点の添付に代えられます。</u>			

**【身元確認】資料として（※顔写真無し）**

③

- 公的医療保険の被保険者証の写し（※写しを添付する場合は、保険者番号及び記号番号等を判別、復元できないようマスキングしてください。）
- 基礎年金番号通知書、年金手帳の写し ・年金証書の写し
- 年金額改定通知書（KKR発行のものに限る）の写し
- 源泉徴収票の写し ・身体障害者手帳（顔写真なし）の写し
- 印鑑登録証明書の写し ・住民票記載事項証明書の写し
- 住民票の写し(※注) ・戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）の写し
- 顔写真なしの身分証明書（社員証、資格証明書等）の写し

注：身元を確認する資料（③の資料）として使用する「住民票の写し」は、個人番号を確認する資料（表面①の資料）とは兼用できませんので、その場合は「住民票の写し」以外の資料から2種類を準備してください。

※ 窓口等へ直接提出される場合は、原本の提示が必要となります。

# マイナンバー申告書

この申告書は、厚生年金保険法の実施機関である共済が、正確なマイナンバーを把握するために請求者に記載いただくものです。

記載いただいたマイナンバーは、共済における年金の手続において使用します。

(記入要領)

- 1 請求者の氏名・性別・生年月日・住所をご記入ください。
- 2 マイナンバー記入欄に、請求者のマイナンバー（12桁）を、基礎年金番号記入欄に請求者の基礎年金番号（10桁）をご記入ください。

フリガナ		性別	生年月日（年号は○で囲む）
氏名		男 女	大正 昭和 年 月 日 平成 令和
住所			
マイナンバー 記入欄			
基礎年金番号 記入欄			